1　はじめに

令和３年１０月１日以降に，京都市，京都市交通局及び京都市上下水道局が発注する競争入札に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び資格審査の申請方法等の概要は下記のとおりです。この手引をよくお読みのうえ，必要な書類を提出してください。

なお，本手引は全種類（工事，測量・設計等及び物品）の競争入札参加資格について記載していますので，希望する競争入札参加資格の種類に応じた箇所をお読みになり，必要書類を提出してください。

2　競争入札参加資格について

京都市と契約を締結する際には，京都市が発注する入札への参加のほか，随意契約（入札によらない契約方法）の場合でも，原則として，競争入札参加資格が必要です。

⑴　資格の種類について

競争入札参加資格には次の３種類があります。資格の種類ごとに申請を受け付け，審査の結果，適格と認めた者を京都市競争入札有資格者名簿に登載します（以下「登録」といいます。）。

資格の種類	対象となる契約
工　　事	建設工事（建設業法第２条第１項に規定する建設工事）の請負等の契約
測量・設計等	工事の設計若しくは監理又は測量，地質調査その他の工事に関する調査，企画等の委託の契約
物　　品	物品の購入，売払い，修繕若しくは賃借，製造の請負，印刷，役務の提供（測量・設計等以外の委託を含む。）又は著作物の使用許諾等の契約

⑵　資格の登録先について

京都市の発注は「京都市」，「京都市交通局」及び「京都市上下水道局」で別々に行っており，競争入札参加資格の登録も，それぞれで行っています。資格の種類に応じた登録先は，次のとおりです。

工　　事
測量・設計等
…　「京都市」，「京都市交通局」及び「京都市上下水道局」で別登録となり，希望する登録先を選択します（複数選択可）。

物　　品
…　登録先の区別はありません（京都市，京都市交通局及び京都市上下水道局の全てに登録されます。）。

⑶　登録種目について

競争入札参加資格には，その種類に応じて登録種目があり，その中から入札への参加を希望する種目を選択し，登録します。

登録種目の内容については，別紙　登録種目コード表を参照してください。

※ 物品については，「競争入札参加資格審査申請書」（裏面）を参照してください。

⑷　資格の有効期間について

○　資格の有効期間は，各種類とも４年間（固定期間）です。

○　新規登録者の資格の有効期間は，登録日から，現在の資格の有効期間の満了までです。

○　有効期間の最終年度に，資格の更新の申請を受け付けます。

【資格の有効期間のイメージ】

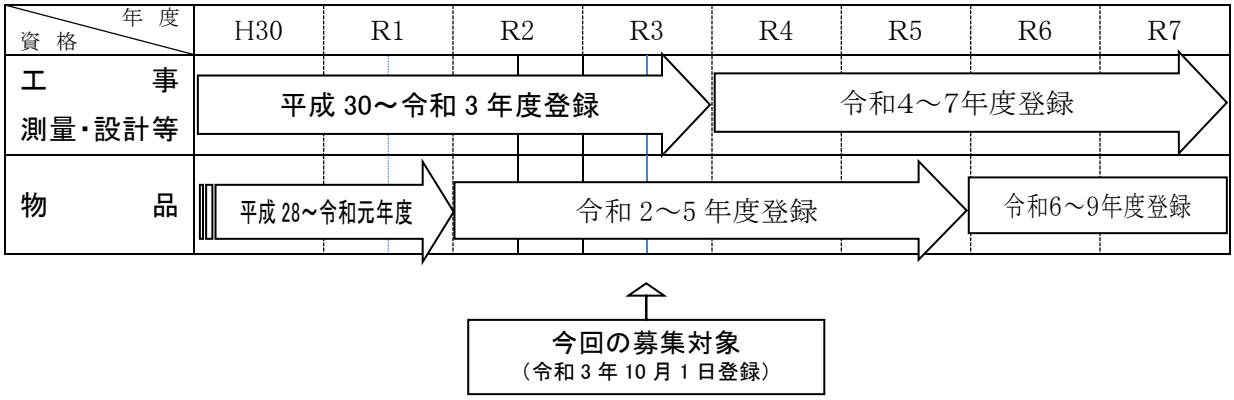

３　競争入札参加資格の要件等

⑴　資格の要件

ア　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号（注１）のいずれかに該当する者でないこと。

イ　引き続き１年以上，当該営業を営んでいること。（注２）

ウ　法人税又は所得税及び消費税（これらの税のうち，新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第３条の規定により読み替えて適用する国税通則法第４６条第１項の規定によりその納税を猶予されたものを除く。）の滞納がないこと。（注３）

エ　京都市の市民税及び固定資産税（これらの税のうち，地方税法附則第５９条第１項の規定によりその徴収を猶予されたものを除く。）の滞納がないこと。（注３）

オ　京都市の水道料金及び下水道使用料（「新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金・下水道使用料の支払猶予通知書」により，その支払を猶予されたものを除く。）の滞納がないこと。（注３）

カ　建設工事の請負に係る競争入札に参加しようとする者にあっては，次に掲げる要件を満たしていること。ただし，小修繕を除く。（注４）

(ｱ) 建設業法第３条第１項の規定による許可を受けて建設業を営んでいること。

(ｲ) 同法第２７条の２３第１項の規定による審査（経営事項の審査）を受けていること。

(ｳ) 次に掲げる届出の義務を履行していること。ただし，当該届出の義務がない者を除く。

　a　健康保険法第４８条の規定による届出の義務

　b　厚生年金保険法第２７条の規定による届出の義務

　c　雇用保険法第７条の規定による届出の義務

キ　カに定めるもののほか，法令の規定により，当該営業について免許，許可又は登録等が必要

な場合は，当該免許，許可又は登録等を受けていること。（注５）

ク　京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（注１）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号

⑴　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

（注２）　「引き続き１年以上，当該営業を営んでいること」とは，資格の申請日の１年前から，①会社を設立（個人事業主の場合は開業）し，②当該種目について営業実績（売上げ）があることをいいます。ただし，期間中いつ申請しても，申請日は令和３年６月１４日とみなし，令和２年６月１５日時点で上記①②の条件を全て満たしており，当該営業を行うに当たり，法令により，免許，許可又は登録等が義務付けられている場合は，当該免許，許可又は登録等を同日以前から受けていること。

※　個人事業主が法人化して１年に満たない場合でも，個人事業主のときから通算して１年以上経過している場合は，当該要件に該当しているものとみなします。

（注３）　新型コロナウイルス感染症に関する国税の納税猶予，地方税の徴収猶予又は水道料金・下水道使用料の支払猶予の各特例制度を利用している場合に限り，市民税等を滞納している事業者についても競争入札参加資格の要件を満たすものとして取り扱います。

（注４）　(ｱ)～(ｳ)に示す要件とは，次の全てを満たしていることをいいます。

(ｱ)　登録を申請する工事種目に対応する建設業許可を受けていること。

(ｲ)　登録を申請する工事種目の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出できること。

(ｳ)　上記(ｲ)の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において社会保険（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険）への加入（適用除外を除く。）が確認できること（同通知書において確認できない場合は，申請時点においては加入していることを証明する書類を提出すること）。

（注５）　「測量・設計等」においては，測量法第５５条，建設コンサルタント登録規程第２条，建築士法第２３条，地質調査業者登録規程第２条，補償コンサルタント登録規程第２条，土地家屋調査士法第８条等による登録を受けていること。

⑵　資格の承継

競争入札に参加しようとする者に相続，合併その他によって営業の承継があった場合においては，上記⑴イからオまでに掲げる資格について，前営業者の資格を承継するものとみなします。

⑶　競争入札参加停止

競争入札に参加しようとする者が，京都市競争入札参加停止取扱要綱別表に掲げる参加停止事由に該当した場合，一定期間，京都市の入札（随意契約における見積り合せを含みます。）に参加

することができません。また，新たに資格を申請しようとした者が資格登録前の３年間（平成３０年１０月１日～令和３年９月３０日）に参加停止事由に該当している場合は，資格登録時（令和３年１０月１日）から一定期間，京都市の入札に参加することができませんので，その旨を書面にて資格申請時に申し出てください。資格登録後に判明した場合は，参加停止期間が更に追加されます。

京都市競争入札参加停止取扱要綱は，契約課ホームページにて参照することができます。

４　競争入札参加資格の申請について

⑴　受付対象とする申請

今回受け付けるのは，「資格の新規登録」の申請です。

また，「工事」又は「測量・設計等」の資格については，「登録種目の変更」の申請も受け付けます（物品の登録種目の変更はできません。）。

資格の新規登録の申請・・・　【対象者】

○　現在，本市の競争入札参加資格を有しておらず，新たに資格の申請をしようとする者

○　現在，「物品」の資格を有しており，今回新たに「工事」又は「測量・設計等」の資格の申請をしようとする者

○　現在，「工事」又は「測量・設計等」の資格を有しており，今回新たに「物品」の資格の申請をしようとする者

○　現在，「京都市」，「京都市交通局」又は「京都市上下水道局」の資格を有しており，今回新たに他の登録先の資格の申請をしようとする者

例）現在「京都市・土木」のみ登録あり

→　新たに「京都市上下水道局・土木工事一式」と「京都市交通局・土木工事一式」を追加したい。

登録種目の変更の申請・・・　【対象者】

※「工事」又は「測量・設計等」のみ。物品の種目変更はできません。

○　現在有している「工事」又は「測量・設計等」の登録種目を変更しようとする者

例）現在「京都市・土木」に登録あり

→　「京都市・舗装工事」に変更したい。

【ご注意ください！】

※　**今回は，資格の更新手続ではありません。**

現在有効な競争入札参加資格を有している方は，その資格について新たな申請は不要です。資格の更新手続については別途ご案内します。

※　**「工事」と「測量・設計等」に重複して登録することはできません。**

「工事」又は「測量・設計等」と「物品」とは，重複して登録することができます。

※　本市との取引が次のような場合に限られる方は，競争入札参加資格の申請は不要です。

・　新聞，雑誌の定期購入など１月以上継続して履行する契約において，１月当たりの契約金額が１０，０００円以下の契約に限られる場合

・　１件当たりの契約金額が１０，０００円以下の物品の購入（物品の購入以外の修繕，印刷，委託等の契約は除きます。）に限られる場合

⑵　登録先，登録種目等

資格の種類に応じ，登録先と登録できる種目の数，資格の有効期間が異なります。

<table>
<tr><th rowspan="2">資格の種類</th><th colspan="3">登録先と登録できる種目（注１）の数</th><th rowspan="2">資格の有効期間</th></tr>
<tr><th>京都市</th><th>京都市交通局</th><th>京都市上下水道局</th></tr>
<tr><td>工　　事</td><td>１種目（注２）</td><td>２種目まで</td><td>１種目</td><td rowspan="2">令和３年１０月　１日から
令和４年　３月３１日まで
（６箇月間）（注４）</td></tr>
<tr><td>測量・設計等</td><td>１種目（注３）</td><td>２種目まで</td><td>１種目</td></tr>
<tr><td>物　　品</td><td colspan="3">登録先の区別はありません。
登録できる種目数に制限はありません。
※登録種目ごとに１年以上の営業実績が必要です。</td><td>令和３年１０月　１日から
令和６年　３月３１日まで
（２年６箇月間）</td></tr>
</table>

（注１）　登録種目は，その内容について１年以上の営業実績がなくてはなりません。

（注２）　土木・建築の２種目登録について ※「京都市」の登録のみ

下記の条件を全て満たす者に限り，「京都市」の登録種目における土木及び建築の２種目登録の申請ができます。

①　土木及び建築の建設業許可を受けており，経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「土木一式」と「建築一式」の両方において総合評定値（Ｐ点）と完成工事高（２年平均又は３年平均）があること。

②　それぞれの種目で，法令に基づく当該種目の１級又は２級の有資格技術者を１名以上確保できること（重複不可）。

（注３）　測量・土木設計の２種目登録について ※「京都市」の登録のみ

下記の条件を全て満たす者に限り，「京都市」の登録種目における測量及び土木設計の２種目登録の申請ができます。

①　測量法に基づく測量業者登録及び建設コンサルタント登録規定に基づく建設コンサルタント登録を受けており，それぞれが１年間以上の営業実績を有していること（売上げがあること。）。

②　それぞれの種目で技術者を有していること（重複不可）。

（注４）　「工事」，「測量設計等」の資格は，今年度末で有効期間が終了するため，資格の登録後，すぐに更新手続が必要になりますので，ご注意ください（更新手続の方法等は，別途ご案内します。）。

【小規模修繕業者の登録について】

京都市では，建設業の許可や建設業法に基づく経営事項審査を受けていない小規模事業者の方でも，受注の機会を確保することができるよう，工事の登録種目の中に「小修繕」の項目を設け，小規模修繕業務を対象とした登録を受け付けています。

１　小規模修繕業務とは

京都市が発注する原状回復を目的とする小規模な修繕業務をいいます。

入札ではなく，各所管課での見積り合せによる随意契約により発注されます。

２　登録申請に当たって必要な資格

建設業の許可や建設業法に基づく経営事項審査は必要ありません。

その他は，「３　競争入札参加資格の要件等」を参照してください。

⑶　申請書類の作成

申請の際には，次の書類を用意してください。

詳しくは，１０ページ「７　提出書類について」を参照してください。

提出書類	**○　審査票** **○　競争入札参加資格審査申請書** 申請しようとする資格の種類ごとに作成してください。 **○　添付書類** 資格の種類にかかわらず準備する共通書類と，資格の種類別に準備する書類（工事，測量・設計等，物品）があります。
提出部数	**１部** （資格の種類や登録先の数に関係なく，１申請者につき１部提出してください。）
体裁	**○　書類は次の順に並べてください。** ①　審査票 ②　共通書類（番号順） ③　資格別の添付書類（番号順）※ ※　複数の種類の資格を重複申請する場合は， 共通 → 工事又は測量・設計等 → 物品 の順に並べてください。 **○　書類は綴じずに提出してください。**クリップなど外しやすい方法で留めることは差し支えありません。
注意事項	**○　提出された書類は，一切返却しません。** **申請内容について問い合わせることがありますので，控えを手元に残すなどしてください。** **また，指定した提出書類以外の書類，パンフレット，返信用はがき等は審査の支障となりますので，同封されないようお願いします。** **○　いわゆる「消せるボールペン」や鉛筆など，書いた文字を容易に消すことができる筆記用具は用いないでください。** ○　申請書類の作成，提出に要する費用は，申請者の負担とします。 ○　申請書類等は日本語で記入してください。外国語で記載したものは日本語の訳文を添付してください。 また，申請書類等の金額表示は，外国貨幣額によるものは邦貨額に換算して記入してください。 ○　行政書士でない方が，業として，他人の依頼を受け報酬を得て，京都市をはじめとした官公署に提出される書類を作成することは行政書士法違反となり，１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処されることになります。

⑷　提出方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため，書類の提出は，「郵送」により受け付けます。

郵　送	受付期間	令和３年６月１４日（月）～７月９日（金）（消印有効）
	送 付 先	〒６０４－８５７１ 京都市行財政局管財契約部契約課　資格申請受付担当 ※　住所は不要です。 ※　８ページの【郵送提出用様式】を，封筒の宛名面に，はがれないよう丁寧に貼り付けて，発送してください。
	発送方法	○　簡易書留郵便又は特定記録での郵送に限ります。 ○　角２判の封筒に，申請書類を折らずに入れてください。
	注意事項	○　受領書等の発行はしません。返信用封筒を同封された場合でも対応できませんので，簡易書留郵便の控えを保存されるか，必要な方は，配達証明付き郵便等をご利用ください。 ○　行政書士などが複数の申請者の申請書類を提出される場合，申請書類は１者ずつ別々に送付してください。

【郵送提出用様式】

下の様式を切り取り，差出人と申請者の商号・名称等を記入のうえ，

「角２判封筒」の「宛名面」に貼り付けてください。

「簡易書留」，「特定記録」欄は，該当しない方を塗りつぶすなどしてご利用ください。

宛名面用

－－－－－－－－－　－－－－－き－－－－り－－－－と－－－－り－－－－－－－－－－－－－－－－

６０４－８５７１

京都市行財政局管財契約部契約課

資格申請受付担当　宛て

簡易書留

特定記録

新規又は種目変更

（差出人）

〒　　　－

（申請業者名）

⑸　審査及び結果通知

ア　不備の補正

申請書類等に不備があった場合は，「競争入札参加資格審査申請書」記載の「問合せ先・連絡窓口」に不備内容を連絡しますので，修正のうえ，指定した期日までに再提出してください。

イ　資格の承認ができない場合

次のような場合は，資格の承認ができません。

○　申請に当たって必要な資格を欠くことが判明したとき。

○　申請書等の記載に不備があるとき又は虚偽があることが判明したとき。

○　受付期間外に提出があったとき。

ウ　結果通知

審査の結果は，令和３年９月下旬に，書面（競争入札参加資格審査結果通知書）により通知します。

エ　名簿への登載

審査の結果，適格と認めた者を京都市競争入札有資格者名簿に登載します。

名簿は，一般の閲覧に供するほか，ホームページにて公開します。

５　資格登録後の届出及び報告について

⑴　記載事項変更届

資格の登録後，申請した内容（代表者，受任者，住所又は所在地，使用印鑑等）に変更が生じたときは，登録先に速やかに書面で届け出てください。

申請内容に変更が生じた場合の届出用紙その他必要書類は，下記問合せ先のホームページを参照してください。

⑵　競争入札参加停止事由に該当した場合の報告

京都市競争入札参加停止取扱要綱別表に掲げる事由が生じた場合等は，速やかに書面で報告してください。同要綱は，契約課ホームページにて参照することができます。

６　問合せ先

○　京都市行財政局管財契約部契約課　（工事，測量・設計等）　０７５－２２２－３３１３ （物　　品）　０７５－２２２－３３１５ 〒６０４－８５７１　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地 ＨＰ（京都市入札情報館）：http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/
○　京都市交通局企画総務部総務課契約担当　０７５－８６３－５０９５ 〒６１６－８１０４　京都市右京区太秦下刑部町１２番地 ＨＰ：http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000156985.html
○　京都市上下水道局総務部契約会計課　０７５－６７２－７７２８ 〒６０１－８００４　京都市南区東九条東山王町１２番地 ＨＰ：http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html

7　提出書類について

「資格の新規登録の申請」と，「登録種目の変更の申請」とで，提出書類が異なります（４ページの４⑴「受付対象とする申請」の項を参照してください。）。

⑴　資格の新規登録の申請の場合

下記の共通提出書類と，申請する資格の種類ごとの提出書類を合わせて提出してください。
提出部数は，各書類とも１部です。

⑵　登録資格の変更の申請の場合

３８ページ以下の「１２　種目変更の提出書類」を参照してください。

－－－－－－－－【以下は，資格の新規登録の申請書類に関する説明です】－－－－－－－－

提出の前に，必ず自己チェックをお願いします。

○　提出部数：各１部

○　共　通　　提出書類（◎：必須　△：該当者のみ提出）

書類番号	書　類　名	法人	個人	様式・体裁等	ﾁｪｯｸ
	審査票	◎	◎	市指定様式	
1	競争入札参加資格審査申請書 ※１　申請する資格の種類に応じた様式を用いること。 ２　「物品」と「工事」又は「測量・設計等」に重複して申請する場合は，申請する種類の様式をいずれも提出すること。	◎	◎	市指定様式 両面印刷	
2	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	◎	／	原本（写し不可）	
3	印鑑証明書	◎	◎	原本（写し不可）	
4	新型コロナウイルス感染症に係る納税猶予の「特例制度」を利用していない場合 納税証明書（国税等）	△	／	納税証明書「その３の３」 原本（写し不可）	
		／	△	納税証明書「その３の２」 原本（写し不可）	
	新型コロナウイルス感染症に係る納税猶予の「特例制度」を利用している場合 未納税金目録等（国税等）	△	△	詳細は 20 ページ参照	

書類番号	書　　類　　名	法人	個人	様式・体裁等	ﾁｪｯｸ
5	調査同意書（京都市税）	◎	◎	市指定様式	
	新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の「特例制度」を利用している場合 ①　徴収猶予の「特例制度」に係る許可通知書 ②　上記①に係る納税証明書（京都市税） ※１　①・②をいずれも提出すること。 ２　②は，市民税（個人市民税又は法人市民税）及び固定資産税に係るものに限る。	△	△	徴収猶予の「特例制度」に係る許可通知書 （写し） 納税証明書 原本（写し不可）	
	個人であって課税されていない場合 所得証明書（令和２年度） ※　令和元年中の所得の証明	／	△	原本（写し不可）	
6	調査同意書（水道料金・下水道使用料）	◎	◎	市指定様式	
7	①使用印鑑届 ②委任状兼使用印鑑届 ※　①・②のいずれかを提出すること。	◎	◎	市指定様式	
8	誓約書	◎	◎	市指定様式	

○　工 事　提出書類（◎：必須　△：該当者のみ提出）

※　工事の資格を申請する場合は，共通の書類と併せて次の書類が必要です。

書類番号	書　　類　　名	法人	個人	様式・体裁等	ﾁｪｯｸ
工1	建設業許可証明書又は通知書	◎	◎		
工2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	◎	◎		
工3	技術職員名簿	◎	◎		
工4	技術者経歴書（工事）	◎	◎	市指定様式	
工5	技術者の資格証明書等	△	△		
工6	その他証明書	△	△		

○ 測量・設計等 提出書類（◎：必須　△：該当者のみ提出）

※　測量・設計等の資格を申請する場合は，共通の書類と併せて次の書類が必要です。

書類番号	書　　類　　名	法人	個人	様式・体裁等	ﾁｪｯｸ
測1	登録証明書又は登録通知書	◎	◎		
測2	現況報告書等	△	△		
測3	財務諸表等	△	△		
測4	技術者経歴書（測量・設計等）	◎	◎	市指定様式	
測5	技術者の資格証明書等	△	△		
測6	その他証明書	△	△		

○ 物　品 提出書類（◎：必須　△：該当者のみ提出）

※　物品の資格を申請する場合は，共通の書類と併せて次の書類が必要です。

書類番号	書　　類　　名	法人	個人	チェック
物1	確定申告書（写し）及び 収支内訳書（写し）	／	◎	